

篠栗町新行政改革大綱（実施計画 平成 17 年度～21 年度）進捗状況総括表

【平成 19 年 3 月末現在】

○行政改革推進項目別実施状況

（１）効率的な行政運営の推進

推進事項	実施計画数	18年度末までの進捗状況		
		実施済 (一部実施済を含む。)	取組中 (調査・研究中を含む。)	未実施
事務事業の見直し	36	17	19	
民間委託等の推進	3	1	2	
電子自治体の推進	3		3	
組織・機構の見直し	8		8	
公共施設等の設置、 管理及び運営	6	2	4	
計	56	20	36	

（２）住民と行政との協働推進

推進事項	実施計画数	18年度末までの進捗状況		
		実施済 (一部実施済を含む。)	取組中 (調査・研究中を含む。)	未実施
住民参加システムの 構築	2		2	
公正の確保と透明性 の向上	2	1	1	
行政情報の公開	2	2		
NPO・ボランティア活 動の推進と支援	1	1		
計	7	4	3	

(3) 健全な財政運営の推進

推進事項	実施計画数	18年度末までの進捗状況		
		実施済 (一部実施済を含む。)	取組中 (調査・研究中を含む。)	未実施
町税収入等の確保と 受益者負担の適正化	8	6	2	
経常的経費を中心と した歳出の削減	4	3	1	
補助金等の見直し	10	5	5	
新たな財源の確保	5	1	3	1
計	27	15	11	1

(4) 定員管理と給与の適正化推進

推進事項	実施計画数	18年度末までの進捗状況		
		実施済 (一部実施済を含む。)	取組中 (調査・研究中を含む。)	未実施
定員管理の適正化	1	1		
給与の適正化	3	3		
計	4	4		

(5) 職員の意識改革と能力開発の推進

推進事項	実施計画数	18年度末までの進捗状況		
		実施済 (一部実施済を含む。)	取組中 (調査・研究中を含む。)	未実施
職員研修の充実	1	1		
職員の能力開発	2	2		
人事交流の推進	1	1		
計	4	4		

総計	98	47	50	1
----	----	----	----	---

篠栗町新行政改革大綱(実施計画)進捗状況一覧表

計画	所管課	推進事項	取組項目・事務事業名等	現 状	見直しの内容	目標時期等	実施結果(19年3月末時点)
1	1	企画広報課	事務事業の見直し	公園整備事業の見直し	現在、企画広報課と産業観光課の2課で処理している。	公園整備担当課(産業観光課)への事務の移譲。	平成19年度から 19年4月1日から産業観光課に移管。
2	1	企画広報課	事務事業の見直し	ダム対策系の廃止	水道事業、水利組合等との関係があるため、調整系の必要がある。担当課の変更等を含め検討する。	ダム対策系の廃止及びダム調整系の新設並びに担当課の変更。	平成19年度から 総務課との調整中
3	1	税務課	事務事業の見直し	登記簿副本整理及び町民税世帯台帳管理	登記簿副本整理事務は、従来より臨時職員の手書きによる異動修正を実施。町民税世帯台帳による個人の申告書(源泉徴収票を含む)を管理。	登記簿副本の管理を電子化。給与支払報告書読み取り機を導入し町民税世帯台帳を廃止、事務の効率化を目指す。	平成19年度から 登記簿副本管理の電子化は、18年度中実施済。町民税世帯台帳分は19年度より実施する予定
4	1	税務課	事務事業の見直し	所得税・町県民税の確定申告受付事務	税務課の職員にて対応	各課への事務経験者の派遣依頼及び研修を行い、税務課職員以外の応援体制を確立し事務の円滑化を図る。 自己申告の推進(インターネット活用の啓発)	18年度から実施 実施済
5	1	生活環境課	事務事業の見直し	空き缶回収機	回収機の故障が多く発生。職員が頻繁に出向き簡易的な修理を実施。	耐用年数終了時での廃止	耐用年数終了時(平成22年度)廃止(予定) 平成22年度の廃止予定を踏まえ、引き続き町民に納得してもらえよう、情報の開示方法や空き缶回収機に代わる新しいシステム作りを検討するとともに、環境美化、リサイクル、エコライフ等の環境教育の推進、啓発を継続していく。
6	1	生活環境課	事務事業の見直し	し尿処理業務	昭和41年より福岡市へし尿処理業務を委託している。	福岡市の処理単価が高額であるため、須恵町外2ヶ町清掃施設組合への搬入へ切り替えを行いたい。	平成19年度から 2月21日、文教厚生常任委員会に途中経過を報告。当初の目標である19年度4月からの搬入を目指してきたが、未だ地元承諾には至らず、引き続き須恵町外2ヶ町清掃施設組合への搬入を目指し、粕屋町の地元区と協議継続中。
7	1	健康課	事務事業の見直し	障害者援助金	下記該当者に援助金を支給している。 17年度実績 身障手帳1、2級、療育手帳A19,000円 573人 身障手帳3、4級、療育手帳B10,000円 364人 身障手帳5、6級、療育手帳B 6,500円 143人	対象者を精神障害者手帳(1級～3級)まで拡大する。(18年度から実施) 援助金の額については、今後検討する。	平成18年度から 18年度から対象者を精神障害者手帳(1級～3級)所持者まで拡大した。また、援助金の額については、近隣市町の現状を調査したので、19年度に制度の見直しを検討し、目途をつける。
8	1	健康課	事務事業の見直し	高齢者同居推進手当	世代同居の推進、並びに在宅老人福祉の増進を図ることを目的に同居手当を一世帯につき年2万円を支給。17年度実績6,400,000円(320世帯)	高齢者同居推進手当の廃止	実施時期は未定 19年度から廃止の方向で検討したが、見送りとなった。 19年度に再度検討する。
9	1	健康課	事務事業の見直し	配食サービス事業	下記該当者に、週14食を限度として配食サービスを実施。 町内に居住する在宅生活者であって、本人、家族の状況により調理・買い物に困難であり、自立支援の観点からサービスを利用することが適切と思われる次の各号のいずれかに該当する者 (1)概ね65歳以上であり、単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の者 (2)手帳等を所持する心身障害者	配食の回数を週7食にする。 対象者を下記に変更する。 次の各号のいずれかに該当する者のうち、虚弱、心身の障害、傷病等の理由により調理等が困難で、食に関連する支援が必要であり、かつ、対象者のみの単身世帯又はこれに準ずる世帯に属する者とする。 (1)特定高齢者 (2)介護保険法に規定する要介護等の認定を受けている者 (3)身体障害者手帳の交付を受けた者 (4)療育手帳の交付を受けた者 (5)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者	平成19年4月から実施予定 19年4月から計画どおり配食サービスの回数及び対象者を見直し、実施。

篠栗町新行政改革大綱(実施計画)進捗状況一覧表

計画	所管課	推進事項	取組項目・事務事業名等	現 状	見直しの内容	目標時期等	実施結果(19年3月末時点)
10	1	こども育成課	事務事業の見直し	保育システムの改良	現行システムにある不具合の早期解消・改善を行う。	新システムの導入	19年度以降 庁内の住民情報システム更新プロジェクトが設置され、この中で保育システムも検討していく。
11	1	こども育成課	事務事業の見直し	各保育所・各児童館のメールを使用した連絡調整	認可保育所各園、児童館各館との連携を密にするため、保育所・こども育成課間でメールでの連絡体制を整備。児童館には現在メール環境が整っておらず、電話もしくはファックスで連絡をしている。	児童館でのインターネット環境整備	19年度から 19年度予算計上済み。年度内にインターネット環境を整える。
12	1	こども育成課	事務事業の見直し	児童館事業の効率的見直し	就学前児童の親子を対象とした設定保育事業「のびのびのへや」を平成18年5月から新設。各児童館で月2回開催。 また、小学校夏休みの8月、週2回養護学校児童との交流事業「児童館ふれあい事業」を「すぎのこ児童館」で実施。	「のびのびのへや」は、今後開催頻度を増やす必要あり。 「児童館ふれあい事業」は19年度以降、障害児のための学童保育事業、保護者のための一時預かり事業へ発展させる。	19年度以降の事業形態について検討を行う。 「のびのびのへや」は平成18年度中、1,000組、2,300人を超える参加者があった。 「児童館ふれあい事業」は平成19年度から、障害児のための学童保育事業「障害児放課後等対策事業(所管:健康課)」へと発展すべく、要綱を制定、予算化した。
13	1	産業観光課	事務事業の見直し	事務分掌の見直し	産業観光課所管の事務事業について、例えば公園管理については、公園係・観光係・林務係所管の公園を各々管理している。ひいては、その管理のための重複したノウハウを必要としている。	産業観光課所管の事務事業について、改めてその事務分掌を見直し、廃止・統合・縮減を図るための可能性を精査する。	平成19年度中に課内方針をまとめる。 所掌事務を再度精査している。
14	1	産業観光課	事務事業の見直し	篠栗町水利組合連合会の事務事業について	連合会は、篠栗町における農業用水並びに近隣市町村との水利調整を円滑に行い、また農業用水としての水質保全努めることを目的とし、(1)農地の転用に係る迷惑料の統一に関する事、(2)町内及び町外に対する水利調整に関する事、(3)その他水利に関する事を協議する任意団体で本部役員8名、各地区水利委員16名及び各井堰代表者14名の計38名(兼任有)で構成される。その事務局を産業観光課で担っている。	篠栗町水利組合連合会の事務局を産業観光課において担うことは、当該連合会が任意の団体であることから望ましくないところであり、事務事業そのものを連合会に移管する。	平成20年度 会長に事務事業を引き継ぐ旨の打診をしている。
15	1	産業観光課	事務事業の見直し	森林組合事務事業について	森林組合の事務事業については、現在、産業観光課林務係で行っている。	森林組合の篠栗町からの独立の可能性を模索する。	今年度中に課内方針をまとめる。 市町村合併の動向を踏まえ、情報収集をしている
16	1	建設課	事務事業の見直し	法定外道路(里道)及び水路の用途廃止、付替え、売却等に関する事務	法定外道路及び水路の用途廃止や付替え等の事務については、平成17年4月県から市町村の行う事務として権限委譲がなされた。用途廃止、付替えなどの機能上の判断は所管課が行うこととし、普通財産への移行後の売却に関わる事務については管財係が妥当と思われる。	用途廃止や付替え等と売却は並行して行われ、その機能に関わる事務から売却に関わる事務へとスムーズに移行できるよう事務を明確にする。	19年度 用途廃止や付け替え等に関わる払い下げ事務については骨子を定め、その事務処理については対応可能となった。しかしながら今後、事務取扱要綱等を定め更に事務の確立する必要がある。

篠栗町新行政改革大綱(実施計画)進捗状況一覧表

計画	所管課	推進事項	取組項目・事務事業名等	現 状	見直しの内容	目標時期等	実施結果(19年3月末時点)	
17	1	建設課	事務事業の見直し	道路、水路等の生活基盤整備に関すること	道路側溝、舗装、交通安全施設等については、各行政区よりの要望に沿ってその必要性、緊急性及び地域バランス等を考慮して整備を行っているところである。整備量に比して各年度の事業費が限られているため、要望事項の実施時期が地域や住民に具体的な説明しがたい状況である。過去数年間の要望をもとに事業の整備量を把握し計画的に整備を行いたい。また、歩道の段差解消などについても事業量の把握を進め順次整備を行う。	工種別に整備量を把握し実施計画を作成する。	毎年度ごと	概ねの整備量については把握ができたと考えている。その整備については実施段階で行政区やPTAなどの関係機関との調整を行い、事業の推進を図りたい。整備計画の公表については、予算配分等との関わりがあり難しいと思われる。
18	1	建設課	事務事業の見直し	都市計画に関する事務について	都市計画係に関わる事務は、具体的には建築確認、開発行為、境界査定等に関するを行っている。業務上、現地調査も必要なことから係員不在の状況も多い。簡易な業務については在庁の別の係で対応しているものの、窓口業務については専門的知識が必要な場合も多くその場での対応が難しい。本来、都市計画は町の将来像を見据え、今後のまちづくりを展開していくべきであるとする。	窓口業務の改善・事務のマニュアル化。 篠栗町マスタープラン実施に向けた都市計画業務のあり方や建築規制、開発行為(規制・誘導など)の業務体制の確立。 景観行政に関する検討(景観行政団体への取組) 境界査定業務における法定外道路、水路の事務の取扱い。	20年度	事務マニュアルについては、骨子はすでに作成済みである。更に詳細に検討を加える必要がある。(19年9月までに作成予定) 建築規制については、違法建築等の調査・摘発・是正を県との連携を一層強化し、法を遵守させるように努めている。開発行為の規制誘導については開発行為が原因による環境負荷を極力抑えるように指導、誘導を行っている。景観行政団体となるための検討については、都市計画審議会において検討を行っているところである。
19	1	水道課	事務事業の見直し	給水停止事務	現在、年4回の給水停止処分を執行。督促状・催告状を発送後、未納者に対し執行。その内約7割が毎回処分対象世帯である。	毎回処分対象世帯の減少	随時	前回給水停止時に比べやや減少。常該当者については、毎月給水停止などを検討中。
20	1	水道課	事務事業の見直し	検針業務	現在5人体制にて、5つの地域を検針	検針時間の柔軟な対応と安全性の見直し	20年度から	平成19年度より6人体制・6地域で試行。
21	1	学校教育課	事務事業の見直し	事務事業の見直し	学校教育課においては、学校人事・総務にかかる事務、学級編成など教育に関する事務のほか、施設建設・維持管理に係る事務、保健衛生に係る事務など多岐に亘っており、中でも建設・土木事業や、就学時健診・就学指導など専門性を求められる事業は、一般職では非常に困難な事務である。そのため、技師や保健士の教育委員会への配置、又は、これら専門的な事業については、建設課、健康課などの専門部局と学校教育課が連携して行うことができる仕組みが必要である。	現在、担当課がそれぞれ行っている施設の建築・改修事業について、建設課又は財政課に建築士を配置したうえで、一括して事務を行うことにより、各担当課の事務を効率化する方法や、建築士を雇用せず、県建設技術情報センターや民間業者への各種設計管理業務の年間委託なども考えられる。 就学時健診や就学指導について、健康課の幼児健診や療育事業の一環として組込み、乳幼児から中学卒業までの一貫した指導・相談体制を確立する。	20年度	建築技師の雇用や民間委託については、関係課と協議の結果、建築工事等の事業量の不安定さなど、費用対効果の面から見送り。 就学時健診や就学指導については、部局の違いもあり、調整が困難な面も多く継続して検討。
22	1	社会教育課	事務事業の見直し	公民館の有効活用	現在、中央公民館(クリエイト篠栗)だけで、貸し館業務を行っているが、将来利用者が増加することが予想されるため、上記以外で貸し館業務ができるところがあるか検討が必要である。	中央公民館が実施しているサークル団体等への貸し館業務が、各行政区の公民館でも実施が可能か調査・研究する。	実現可能となり次第実施する。	各公民分館の規約を検討した。今後サークルの希望があれば、該当分館と個別に話しあい調整を図っていく予定である。

篠栗町新行政改革大綱(実施計画)進捗状況一覧表

計画	所管課	推進事項	取組項目・事務事業名等	現 状	見直しの内容	目標時期等	実施結果(19年3月末時点)
23	1	社会教育課	事務事業の見直し	社会体育施設の効率的運営	体育施設の使用予約は、カブトの森だけで受付。また、当日の受付は不可であった。	左記の受付をクリエイイトでもできるようにする。また、当日予約も一部可能とする。	18年度 クリエイイトでの受付並び一部体育館の当日申請を実施中。
24	1	社会教育課	事務事業の見直し	各種事業の見直し	現在、各種事業・事務の増加に反し、予算・人員の削減という状況にある。	現状に即した事業の見直しを随時行う。	随時 (産業観光課)ボランティアの作業(健康課)文化祭と健康祭の同時開催(図書館)イベントの協力体制などの連携を行なった。
25	1	財政課	事務事業の見直し	バランスシートの作成と公表	作成状況 平成16年度分までは、作成済み。 平成17年度分は決算の認定後作成に着手する。	広報ささぐり11月号掲載。	18年度 広報ささぐりにバランスシートを公開、今後更なる財政情報の公開を進める。
26	1	財政課	事務事業の見直し	財政状況の説明	昨年度、作成した中期財政収支見込(21年度まで)を基礎に、内容に検討を加え作成する。	他自治体作成の資料等を入手し参考とする。10月中の作成を目標とする。	18年度 中期財政収支見込(21年度まで)を基礎に、内容に検討を加え作成し、職員、議会に概略を説明した。
27	1	学校教育課	事務事業の見直し	学校図書業務の効率化	図書の貸し出しが手作業のため、司書がその作業に追われ本来の業務に力を入れることが困難な状況である。	学校図書業務の効率化を図るため、電子システムを導入する。	18年度 昨年9月に導入後、事務面ではデータの入力簡素化した。また、蔵書の把握が容易になり順調に稼働中。
28	2	健康課	事務事業の見直し (各種イベントの見直し)	健康まつり	住民課国保係と共催で実施。平成18年度(第14回)健康まつりを文化祭と同日開催した。骨粗しょう症検診、歯科検診、腹部エコー、フッ素塗布、血行測定、アルコール判定、健康相談、栄養相談、健康食紹介・試食、介護用品展示・年金相談等のコーナーを設けている。	来年度も文化祭と同日開催し、新聞への折込チラシ等も合同で作成する予定である。バザー等もオアシス篠栗駐車場を利用して行うなど、社会教育課と連携し、住民が文化祭と健康まつり両方に参加しやすい配置等も工夫する。	平成19年10月27日・28日 18年度(第14回)健康まつりを文化祭と同日開催し参加者数は、1,148人であった。また、住民課国保係と共催するとともに、社会教育課と、折り込みチラシを合同で作成した。19年度についても同様に、住民が文化祭と健康まつり両方に参加しやすい環境を整える。
29	2	産業観光課	事務事業の見直し (各種イベントの見直し)	春らんまんハイキング	毎年4月29日(みどりの日)に実施。平成17年度までは委託料600万円だったが、18年度はボランティアの活用により570万円で契約。	委託料削減のため、スポンサーを募集し協賛金を集めることでの収入増を見込む。また、アルバイトの配置を行っているが、今後ボランティア導入により経費削減に努める。	平成19年度実施。 まちづくりボランティアによる協力を依頼し、経費削減を図ることにしている。また、県補助金「個性ある地域づくり推進事業」の交付申請を行い、町の負担減へ取り組んでいる。(19年度採択され200万円の補助金交付を受ける。)
30	2	産業観光課	事務事業の見直し (各種イベントの見直し)	九州森林マラソン	セブンイレブンみどりの基金の特別協賛による資金、国土緑化推進機構補助金、広告協賛金、大会参加料等による収入(運営費)が750万円あるため、町の支出は約134万円。	今年で5年となるので、イベントの費用対効果について再検証し、今後の継続について検討する。	平成19年度実施。 平成19年度は11月18日に開催。本イベントは観光事業に位置づけているため、観光関係者に経済効果のあるものにするためプログラムの変更をプロデューサーをはじめ関係者で協議している。
31	2	社会教育課	事務事業の見直し (各種イベントの見直し)	各種イベントの見直し	クリエイイト篠栗で開催する各種イベントには、県費補助金の利用や安価で充実した展示会などを誘致している。また、町民文化祭と健康まつりを同時開催としている。	財団法人、県、企業等の補助金を積極的に利用するとともに、他の課が実施するイベントとの連携を更に進めて行く。(同時開催・共同開催)	19年度 県補助事業やテレビの公開録画番組の誘致を行なった。

篠栗町新行政改革大綱(実施計画)進捗状況一覧表

計画	所管課	推進事項	取組項目・事務事業名等	現 状	見直しの内容	目標時期等	実施結果(19年3月末時点)
32	2	建設課	事務事業の見直し (各種イベントの見直し)	交通安全対策に関するイベント	交通安全県民運動(年4回) 篠栗祇園時の交通整理 粕屋地域交通安全大会 交通安全標語コンクール	現在年4回の交通安全週間にあわせ、各行政区より選任された交通安全協会理事による駅周辺や小学校付近での街頭啓発が主たる活動である。学校や老人を対象とした啓発の導入。その他見直しができる内容があるか確認が必要であり、今後の検討事項となる。	19年度 平成19年度新しい事業として、交通安全協会役員と各小学校で登下校の交通指導を行ってあるボランティアの方々を対象に指導員講習を行う予定であり、現在、学校教育課と協議中である。
33	3	総務課 財政課 企画広報課	事務事業の見直し	事務事業評価システムの導入	施策や事務事業について、成果指標等を用いて有効性や効率性を客観的に評価し、その成果を行政運営に反映させる仕組みを導入する必要がある。	事務事業評価システムを導入する。	19年度 引き続き研究中
34	4	企画広報課	事務事業の見直し	土地開発公社の廃止他	土地開発公社のあり方について、廃止を含めて検討する必要がある。	理事数の削減(4減 12 8) 理事年報酬の改定 土地開発公社の廃止	については、H19年5月 については、18年度実施済 については、20年度以降 については、4名減 約25%削減 20年度までには廃止する方向
35	5	財政課	事務事業の見直し	住民情報システム改修	住民情報システムのOSがWindowsNTで構成されているがマイクロソフト社のサポート中止を受け、各関連システムもOSのバージョンアップを図っている。これを受け、平成17年度より住民情報システムの検討をおこなったが決定段階で検討システムの検証が不十分とのことで平成19年度まで現システム(cokas-n)の使用することが決定している。	住民情報システム(cokas-n)を新システムに変更し、法改正並びにEUCの活用による使用をおこない経費の抑止をおこなう。	19年度中 平成20年度からの法改正(後期高齢者医療制度の創設、国民健康保険料の特別徴収、特定健康診査)や住基ネットワークの機器更新により現在の住民情報システム(cokas-n)の改修費用が1億5千万になることを受け新パッケージを導入する。実施年度は平成20年度より完全導入。
36	6	総務課	事務事業の見直し	自治功労者表彰の見直し	被表彰者には表彰状及び記念品を贈呈 生存期間中に感謝金を送るようになっている。	感謝金の廃止	18年度から実施 実施済。
37	7	学校教育課	民間委託等の推進	小学校給食調理業務の民間委託	篠栗小学校の給食調理業務を民間委託し、経費節減に努める必要がある。	町内他校と同様に給食調理業務を民間委託することで、人件費・管理運営費等の削減を図る。	19年度 19年2月末に新給食室が完成した。 19年4月1日に給食調理業務について、民間委託契約締結。
38	8	住民課	民間委託等の推進	窓口業務の民間委託	経費の節減と住民サービスの向上を図るため、窓口業務の民間委託等を推進する必要がある。	証明書発行業務等を民間委託することで効率化を図る。	20年度 ・窓口接客用職員として、人材派遣の活用の可能性を調査・検討中である。
39	9	下水道課	民間委託等の推進	管渠の維持管理の民間委託	直営	民間の資金・能力を活用する多様な管理手法の導入を検討・推進する。	22年度 本町は終末処理場を有せず、結果役務の提供(運営等)が発生しないため管渠のみを対象とした指定管理者制度等の導入は「難しい」と思われます。他自治体にも提議したところ同様の回答であり、現在の状況では逆に民間委託をした方が費用が増加する恐れがあるため、引き続き調査・研究を行っていく。
40	10	財政課	電子自治体の推進	電子システムの導入	国の「電子自治体推進指針」等を踏まえ、IT(情報通信技術)活用による各種電子システムの導入を検討する必要がある。	電子申請システム、電子入札システム、電子決済システムを導入することで、質の高い行政サービスの提供及び業務の効率化、事務の改善を図る。	22年度 ふくおか電子自治体による簡易電子申請システムをイベント受付により導入済み。今後、平成20年の指名業者登録での利用を検討する。

篠栗町新行政改革大綱(実施計画)進捗状況一覧表

計画	所管課	推進事項	取組項目・事務事業名等	現 状	見直しの内容	目標時期等	実施結果(19年3月末時点)	
41	11	住民課	電子自治体の推進	各種証明書の自動交付システムの導入	開庁時間中でのみの交付。 土日及び平日の開庁時間における行政サービスの向上を目指し、住民票等の自動交付機の導入について検討を行う。	22年度	(財)地方自治情報センター助成事業の公募を調査研究したが、初期導入費用、保守料等のランニングコストを検討した結果、財政的な面で困難と判断し、今回は見送った。今後も調査検討していく。	
42	12	住民課	電子自治体の推進	総合証明システムの導入	証明書ごとに別々の端末機を使用する。 総合証明システムを導入し、戸籍証明、住民票、印鑑証明を同一の端末機で同時に処理し、発行できるようにすることで、住民サービスの向上を図る。	19年度	平成19年度まで現システム(cokas-n)の使用することが決定していた為、調査検討できず、また、実現するためには、「総合証明発行システム」を備えた住民情報システムの導入が必要である。	
43	13	総務課、各課	組織・機構の見直し	組織・機構の簡素合理化	地方分権の推進などの時代の変化に適応した簡素で効率的な組織への見直しと再編が求められている。	19年度	引き続き検討中	
44	14	産業観光課	組織・機構の見直し	農業委員会委員定数の見直し	農業委員会等に関する法律及び篠栗町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例により、現在18名で組織されている。	3名減の15名とする。 平成19年度中に条例改正、20年度実施。	農業委員会会長及び副会長に諮問している。	
45	14	産業観光課	組織・機構の見直し	農事組合長定数の見直し	農事組合は任意の農業組織で、農区16区に分割され所掌されている。組織は、農事組合長、ノースイ部長、農業共済損害評価員、班長とその行政区の農家をもって構成する。農事組合長の主な事務は、各種農業施策の各農家への周知、進達。水田農業構造改革交付金及び篠栗町生産調整推進対策事業補助金の交付対象の選択並びに交付額の算定根拠となる水田の作物作付けの現況について、作物作付け計画書の確認及び判定作業。当該農区の災害報告等である。年報酬51,000円×16人=816,000円を支出。	農事組合長数16人を15人とする。 下町区の農事組合は、農家数3戸、保有農地は平均2、3反、耕作戸数は2戸であり、同機関を維持するまでもないことから、当該農事組合を中町区農事組合に統合し、班としての位置付けを図る。	本年中に合意形成、19年度実施を目標とする。	平成19年度の作付において、下町区では農業者が3名で作付計画が提出された農業者は1名であった。このことから、下町区において農事組合長を置かず班長として活動していただく旨を承得る。よってその手当ても呼応する。
46	15	住民課 窓口事務を実施する課	組織・機構の見直し	総合窓口(ワンストップサービス窓口)の検討	それぞれの窓口にて対応している。 各種窓口サービスの手続が1箇所のできるワンストップサービスの可能性を検討する。	19年度	平成19年度まで現システム(cokas-n)の使用することが決定していた為、調査検討できなかった。実現するためには、「総合窓口システム」を備えた住民情報システムの導入が必要である。(住民課)	
47	16	下水道課・水道課 総務課	組織・機構の見直し	下水道課、水道課統合の検討	下水道課、水道課に分かれている。 平成20年度下水道工事完了(予定)に伴い、上下水道課(案)の創設の検討を行う。	H21年度～ H20年度工事完了後、予定 H22年度を1年度早める	(統合の検討) 職員体制の関係は、20年度工事概成後による 会計検査対応後、完全メンテへなれば、課員数の削減を実施	
48	17	学校教育課	組織・機構の見直し	幼稚園運営のあり方の検討	幼稚園について様々な住民ニーズに対応できる、より効率的な運営が求められている。 3年保育などの住民ニーズに対応できるよう、幼稚園の運営のあり方について、抜本的な検討を行う。	20年度	19年6月検討委員会発足予定。	

篠栗町新行政改革大綱(実施計画)進捗状況一覧表

計画	所管課	推進事項	取組項目・事務事業名等	現 状	見直しの内容	目標時期等	実施結果(19年3月末時点)	
49	17	こども育成課	組織・機構の見直し	幼稚園運営のあり方の検討	同上	同上	基本的には学校教育課の検討結果を協議する。	
50	18	こども育成課	組織・機構の見直し	保育園運営のあり方の検討	保育園について様々な住民ニーズに対応できる、より効率的な運営が求められている。	効率的に住民ニーズに対応できるよう、保育園の運営のあり方について、民営化や指定管理者制度を踏まえ、抜本的な検討を行う。	19～20年度検討	19年度から検討
51	19	健康課	公共施設等の設置、管理及び運営	オアシス篠栗の管理運営(指定管理者への移行)	町の直営	指定管理者制度を導入する	19年度から	19年4月からオアシス篠栗の管理を指定管理者(大成サービス株式会社)へ移行することとした。
52	20	財政課	公共施設等の設置、管理及び運営	立体駐車場及び町有地の適正管理	適正管理に向け、町有地の使用状況確認・立体駐車場の管理状況確認等を行い、不法投棄等が行われることのないよう、条例を制定(不法投棄に対し一定期間経過後、町に帰属する、また投棄物を回収しないものに対し罰則(20万円程度の徴収)を設けるなど)するのが望ましいと考える。また、立体駐車場の放置車両排除のために、立体駐車場管理条例を改正する必要があると考えられる。(一定期間以上の駐車を認めず、一定期間経過後は、強制撤去(処分)を可能とする)	条例制定に向け、他市町村の制定内容を比較検討し、当町にあった条例を作成する。実施目標時期は18年度中を目標とする。	19年度	町有地に対する不法投棄もなく、あっても多少のゴミ程度であった。立体駐車場について、長期駐車車両に関する他市町村の条例等を調査中。また、定期巡回を実施し、早期に問題車両の発見、及びその解消に努めている。現在において立体駐車場に長期滞留車はない状況である。
53	21	水道課	公共施設等の設置、管理及び運営	浄水場の全面外部委託	一部民間委託	包括的民間委託の導入を検討する。	22年度	現在、古賀市が外部委託を導入しているが、経費の面で成果がでていないとの事。他町との協議調整中。
54	22	社会教育課	公共施設等の設置、管理及び運営	指定管理者制度導入の検討	クリエイト篠栗、図書館、カプトの森の管理について、現在全て町の直営である。	管理運営費の削減、住民サービスの向上を実現する手段として指定管理者の導入を検討する。	19年度検討後決定	専門講座での成果をもとに、引き続き他の館の資料、情報を収集するなどあらゆる面からの検討を続ける。
55	23	健康課	公共施設等の設置、管理及び運営	福祉バス運営の見直し	町の直営	指定管理者制度を導入する	19年度から	19年4月から福祉バスの運行を指定管理者へ移行することとした。
56	24	福祉課	公共施設等の設置、管理及び運営	町営住宅の今後のあり方の検討	廃止、民間委託を含め、町営住宅の今後のあり方を検討する必要がある。	民間の能力、ノウハウを活かした効率的な業務の推進 人件費、管理運営費などの削減	20年度検討後決定	民間活力の導入を検討しておりますが、築37年～34年の建物であり、今後の町営住宅維持管理費の増加が必至であるため、民間活力の導入は難しい点もありますが、引き続き検討します。今後、公共下水道の整備について、計画実施します。
57	25	総務課	住民参加システムの構築	住民基本条例の制定	「住民参加のまちづくり」の推進を図るため、住民が行政へ参加し、住民の声が町政に反映できる仕組みづくりをすすめる必要がある。	住民基本条例の制定	19年度	引き続き研究中

篠栗町新行政改革大綱(実施計画)進捗状況一覧表

計画	所管課	推進事項	取組項目・事務事業名等	現 状	見直しの内容	目標時期等	実施結果(19年3月末時点)	
58	26	建設課	住民参加システムの構築	都市計画審議会の活性化	現在の都市計画審議会開催状況は、都市計画決定にかかる審議が必要な場合と年1回を開催している。ここ数年では、年1回～3回がほとんどである。審議会委員の手当は、年間報酬としての定額(条例により)を支給しています。審議会委員の選出は町内学識経験者から4名、議会からの選出4名で構成されている。	景観法制定や都市計画区域外の準都市計画区域指定により多様化する都市計画業務を推進するために、専門的知識を持たれる審議会委員の選出について、町外も視野に入れるとともに、都市計画を審議する組織から都市計画事業を共に協議していける組織へ拡大する。	20年度	専門的知識を持った審議会委員の登用については、次期委員の選出時に適任者を積極的に選出することで審議会の中でも確認いただいたところである。また、審議会においては都市計画に関する案件は積極的に報告を行い、審議会委員の意見を頂きながら取り組んでいく。
59	27	総務課	公正の確保と透明性の向上	パブリックコメント制度の導入	公正で民主的な町政の推進と住民の町政への参画を促進するため、政策決定過程への住民意見反映の仕組みである「パブリックコメント」導入をする必要がある。	条例の制定 パブリックコメント制度の導入	19年度	引き続き研究中
60	28	総務課 財政課 各課	公正の確保と透明性の向上	情報公開制度等の総合的な見直し	情報公開制度、個人情報保護制度、情報セキュリティポリシーの適正な運用に努め、実効性のあるものにする必要がある。	情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用、条例の改正 情報セキュリティ監査の実施 セキュリティ対策の実施	随時	実施中 情報セキュリティ対策ソフトの導入済。
61	29	企画広報課	行政情報の公開	ホームページの充実	インターネットなどを活用し、住民が求める町政情報を提供するとともに、的確な広聴活動を行う必要がある。	ホームページの充実(リニューアル) 内容の充実、マニュアル策定、 更新作業の迅速化	随時	ホームページのリニューアル実施済。更にホームページの充実に力を入れる。
62	29	税務課	行政情報の公開	広報広聴機能の充実 (ホームページの有効活用)	インターネットなどを活用し、住民が求める町政情報を提供するとともに、的確な広聴活動を行う必要がある。	現ホームページの問題点の抽出 閲覧者の要望を調査(税額計算方法の案内、Q & A他) 掲載対象となる情報の抽出(申告書様式、税率表他)	18年度中目標	実施済。
63	30	社会教育課	NPO, ボランティア活動の推進と支援	「まちづくりボランティア」の新設	8月に広報で募集を行ったところ、10月末時点のボランティア応募者は36人である。	ボランティアによる作業の実施	実施中	まちづくりボランティア活動実績計11回実施 ウォーキングコース整備(7回) 竹林整備(3回) 森林マラソンスタッフ(1回) 参加ボランティア合計160人
64	31	産業観光課	使用料・手数料の見直し	町民農園使用料の見直し	農園予算2,138,000円、主に借地料840,000円、整備・管理923,000円 区画は、棚式農園4区画(1区画3,600円)、体験農園51区画(1区画12,000円)のうち現在の利用は、29区画。中途加入もあり現時点での使用料収入は338,000円。 未使用の農園が半数近くあるため、雑草の伸びが目立ち、荒地にならないために、夏場は月1回草刈を実施。借地の契約期限は、21年3月まで。	経費の割には利用者が少ないが、住宅密集地の中の数少ない農地であり、近隣住民が手軽にりようできるように、来年度より使用料金を下げ、利用者を増やす。 空き区画は、福祉施設等に無償の使用を呼びかけ、農園の荒廃を防ぐ。	今後も利用状況を鑑みながら、随時検討する。	農園予算2,138,000円、主に借地料840,000円、整備・管理923,000円 区画は、棚式農園4区画(1区画3,600円)未利用、体験農園51区画(1区画12,000円)のうち現在の利用は、39区画。 よって、当初に比べ利用者は増加していること、そもそも利用料の算出基礎が賃借料より算出していることから据え置くこととする。
65	31	学校教育課	使用料・手数料の見直し	幼稚園入園料・授業料の見直し	県内の公立幼稚園の入園料で最高額は小竹町の11,000円、福岡市など12市町が3,000円～5,500円で、篠栗町など3市町が2,000円で最低額である。なお、川崎町など3町は無料。 授業月額、福岡市など14市町が5,000円～8,000円、宮若市4,500円、篠栗町と桂川町が4,000円で最低額である。 この県内最低の入園料、授業料が他町や私立幼稚園の料金・サービスと比較して適切であるかの検討が必要である。	「幼稚園運営のあり方の検討」のなかで検討する。	「幼稚園運営のあり方の検討」のなかで検討する。	19年6月検討委員会発足後、検討予定。

篠栗町新行政改革大綱(実施計画)進捗状況一覧表

計画	所管課	推進事項	取組項目・事務事業名等	現 状	見直しの内容	目標時期等	実施結果(19年3月末時点)	
66	31	栗の子保育園	事務事業の見直し 使用料・手数料の見直し	一時保育事業	一時保育の利用者が増加の一途であるが、本来の目的であるリフレッシュ、非定型就労、冠婚葬祭時、あるいは突発の傷病時であるはずが、保育料(高額なケース)を回避するため一時保育でしのぐなど、理由と実態が明らかに相違するケースも多々見受けられる。この原因の1つとして、安価な保育料の設定が考えられる。午前9時～午後5時までの間、希望する時間帯を時間単価300円で保育し、給食を希望すれば1食300円で提供し、これには3時のおやつも含んでいる。本年度から延長保育事業を開始したが、その時間単価は500円である。同じ園の事業でありながら単価に違いが生じている。	延長保育料金と同額の時間単価500円を19年度から実施し、目的に沿った真に必要な一時保育事業を運営したい。また、町内の認可保育所で同事業を運営している保育所の時間単価も500円であることから、同一単価としたい。なお、給食費は現状据え置きで300円を当面維持する。	19年度から	19年4月から保育料新料金体制(500円/時)で運用開始
67	32	税務課	町税収入等の確保と受益者負担の適正化	滞納整理事務の強化	自主財源の根幹である町税等については、税負担の公平の観点から徴収対策の更なる強化を進め、徴収率向上に努める必要がある。	4月 催告書発送 5月 夜間臨戸徴収の実施 6月 滞納整理事務 7月 軽自動車税催告事務 随時、預金及び不動産の差押え実施	随時	実施済
68	33	住民課	町税収入等の確保と受益者負担の適正化	国民健康保険税の徴収率の向上	自主財源の根幹である町税等については、税負担の公平の観点から徴収対策の更なる強化を進め、徴収率向上に努める必要がある。	電話催告及び夜間徴収実施 口座振替の勧奨(口座振替率2%アップ目標) 税務課との連携(調整) 嘱託職員による徴収検討	随時	・12月に電話催告実施 ・3月に未納者へ納付指導 ・3月末現年度一般医療分収納率84.53%(対前年同月1.91%アップ)
69	34	福祉課	町税収入等の確保と受益者負担の適正化	町営住宅使用料収納率の向上	電話、文書による納付勧奨を実施し、5件の納付計画を取る。 1件完納。 1件口座振替に切り替え完了。	現年度の収納率をアップすることによる決算時の全体の収納率アップ。 夜間徴収により対面催告し、納付計画の確認をとる。	随時	電話・文書による納付勧奨により滞納の収納率が上がった。夜間徴収は実施せず、夜間納付勧奨を実施。収納率は17年度は現年度88.40%滞納分5.62%が18年度現年度89.20%滞納分27.80%となった。
70	35	水道課	町税収入等の確保と受益者負担の適正化	口座振替の促進及び収納率の向上	水道料金収入の安定確保と収納手続の利便性を高めるため、口座振替率の向上を図る必要がある。 公平な負担を確保するため、滞納整理体制を強化し、収納率の向上を図る必要がある。	口座振替の推進 水道料金未納者に対する滞納整理体制の強化	随時	口座振替収納率向上のため優遇制度導入について検討中。
71	36	下水道課	町税収入等の確保と受益者負担の適正化	収入の安定確保	受益者負担金の徴収率アップが必要である。 減免率の改定が必要である。(主に公共用地) 前納報償金の改定が必要である。 水洗化率のアップが必要である。 流域維持管理負担金の値下げ交渉が必要である。	受益者負担金賦課に係る収納向上の対策 法と実務の確立、未納者の把握	21年度	検討中
72	37	財政課	経常的経費を中心として歳出の削減	中長期財政計画の策定	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」など、今後の国・地方全般の財政動向を加えた中長期財政収支見込(平成23年度まで)を11月末を目途に策定作業を進めている。	「基本方針2006」の平成19年度地方財政計画への反映状況等を踏まえて、中長期財政収支見込の見直しを再度行う。現在策定中の第4次総合計画後期基本計画実施計画の策定にあたっては、中長期財政収支見込(23年度まで)を考慮し実施計画の策定を行う。平成19年5月を目途に、新行革大綱の実施計画(歳入・歳出改革)を盛り込んだ中長期財政計画の策定完了を目指す。	19年度	中長期財政収支見込の策定を、成18年11月末に完了した。 現在、平成18年度決算見込及び平成19年度予算などをベースに収支見込の策定作業を進めている。
73	38	総務課 財政課	経常的経費を中心として歳出の削減	職員等の旅費の見直し	道路交通網及び情報通信網等が発達し、社会情勢が変化していることから、効率的な行政運営を図るため、旅費の見直しを行う必要がある。	旅費条例の改正 福岡都市圏内の特例旅費の廃止 滞在費・宿泊費の見直し	18年度	実施済み

篠栗町新行政改革大綱(実施計画)進捗状況一覧表

計画	所管課	推進事項	取組項目・事務事業名等	現 状	見直しの内容	目標時期等	実施結果(19年3月末時点)	
74	39	水道課	経常的経費を中心とした歳出の削減	受水量の調整及び無効水量の削減	福岡地区水道企業団からの受水量の調整 漏水早期発見による無効水量の削減	17年度	海水淡水化受水量の調整実施中。 検針員によるパトロール、及び住民からの通報による早期発見・迅速な処理により削減を図る。また下水道工事に伴い配水管を更新しているため、発見できなかった漏水をなくし無効水量を削減している。	
75	40	下水道課	経常的経費を中心とした歳出の削減	公共工事のコスト削減	計画、設計から管理までを踏まえ毎年見直しを図っている。特に推進工法については、新技術の導入等を視野に工法選定の見直しを行っている。	20年度工事完了	コスト削減は実施済み 「20年度工事完了」を「20年度工事概成」に変更する。 言葉の意味として完了は、「100%終わった」と思われがちだが、実際平成21年度以降も「公共樹の設置」や「それに伴う管路の延伸」等が予測されますので、「概略完了した」と言う意味で今後「概成」と表現します。	
76	41	健康課	補助金・負担金の見直し	家庭看護報償費の支給	要介護度4・5の長期療養者を在宅において3ヶ月以上看護した者に対し、月額15,000円の報償費を支給。平成18年8月現在、該当者8名。平成17年度から、月の在宅日数が15日以上という条件を加えたことにより、前年度と比較し該当者が半減した。現在は減少傾向。	平成21年度	介護保険のサービスも充実し、今後廃止の予定である。3年後を目途に介護保険給付と障害者自立支援給付が一緒になる方向で検討がなされており、その動向も注視する必要がある。近隣の自治体でこの制度を一旦廃止した後、住民からの苦情で別の形態で再給付し始めた事例もあるため、粕屋地区の他の自治体の動向を見ながら廃止の検討を行っていく。	
77	41	こども育成課	補助金・負担金の見直し	認可外保育所補助金の見直し	子育て支援事業の推進を図り、もって保育事業の発展と充実を図ることを目的に、認可保育所ではできない、多様化した保育ニーズに対応する認可外保育施設に町単独で補助金制度を設けている。	18年12月、関係要綱の改正予定。	平成18年度で補助要綱の改正を実施し、18年度から改正要綱に基づき交付している。	
78	41	産業観光課	補助金・負担金の見直し	農業関係補助金の見直し	平成18年度当初予算において、粕屋農業協同組合に対する補助金の見直しが粕屋全域で行われた。農業者に対する町単独補助金については、経営安定対策の「農地・水・環境保全向上対策」の導入に伴い、早期検討を要する。	平成19年度中に見直し。	国の政策に採択されない地域が多く、米・麦づくりにこだわるところは、集落営農が法人化せざるを得ない。「品目横断的経営安定対策」に採択されるような組織作りや法人化を勧めるかはその結論に達していない。	
79	41	建設課	補助金・負担金の見直し	交通安全協会篠栗支部補助金	当協会では、年4回の交通安全週間にあわせて、各区より選出された理事、代議員の協力のもと啓発活動を行っている。また、粕屋警察署との連携により粕屋地区内の交通安全に関わる大会や交通安全強化のための施策を協議、実施している。	補助金額の検討を、18年11月下旬を目標に実施。各町の状況(組織の規模、補助金額、事業の内容) 協会の意見聴取 課内協議。	19年度	平成19年度より50,000円を減額した。

篠栗町新行政改革大綱(実施計画)進捗状況一覧表

計画	所管課	推進事項	取組項目・事務事業名等	現 状	見直しの内容	目標時期等	実施結果(19年3月末時点)
80	41	学校教育課	補助金・負担金の見直し	各種補助金の見直し	幼稚園就園奨励費補助金は国の補助金事業に基づくもので、その趣旨に基づき実施する。遠距離通学補助金などの町単独補助金は、その創設の趣旨に鑑み、必要性・金額の妥当性を検討しながら実施する。総合学習補助金、クラブ振興補助金、生活指導補助金その他小中学校補助金については、必要不可欠な経費であるため、その趣旨に基づき金額の妥当性を検討しながら実施する。	平成19年度歳入歳出予算作成までに検討。	平成19年度歳入歳出予算作成までに検討。 各小中学校への町単独補助金については、算出根拠を明確にし平成19年度から見直した金額で予算化を実施した。
81	41	財政課 総務課	補助金・負担金の見直し	適正な補助金及び負担金の支出	各課に対する補助金等交付状況の調査を10月末に完了し、現在、分析を行っている。	補助金等交付状況調査の分析完了後、補助金等検討委員会を設け見直し基準を設定し、補助金の適正化に関する第三者機関を設け補助金の見直しを行う。	19年10月答申を目標 補助金等検討委員会を設けて、今後の日程等を決定。
82	41	社会教育課	補助金・負担金の見直し	補助金の見直し	社会経済情勢に対応した補助金の見直しが必要である。	各種団体等に支出している補助金の内容を一つ一つ吟味し、交付対象・内容の見直しを行い、補助金の適正な支出を行う。	20年度から 更なる見直しを検討中
83	42	社会教育課	補助金・負担金の見直し	適正な補助金及び負担金の支出	社会経済情勢に対応した補助金の見直しが必要である。	企業、財団法人、国、県の補助金等を有効に利用することで、町単費の軽減を図る。	実施中 「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業の準備
84	43	下水道課	補助均等の見直し 各種イベントの見直し	補助金の見直し 下水道展の見直し	御笠川浄化センター(博多区那珂)が先進地でしたが、用地が狭いという事で3～4年前から止めているが、多々良川浄化センターは用地があるとのことで行っている状況。 県の普及促進的指導もあり現在は続けている状況。	中止も含め、多々良川流域関連町にて内容協議を行う。	22年度 (補助金の見直し) 当初の発足時から福岡市の条例を併用している等から、このことに関する事項は特にないと判断される 補助金削減ではないが、生保に関しては、法的に生活扶助対象者等全額「0」にて対応している  (各種イベントの見直し) 18年7～8月会議において19年度も実施決定(19年度実施期日:9月10日(日)期日:9月10日(日)予定)
85	44	企画広報課	補助金・負担金の見直し	各種協議会等からの脱退		九州地区工業再配置促進協議会 ダム所在市町村全国協議会 地域に開かれたダム全国協議会	平成19年度脱退予定 19年度解散予定 負担金の削減(4万円 1万円) 18年度中脱会
86	45	財政課	自主財源の確保	町有財産の有効利用と未利用地の処分	町有財産を調査し、未利用地の有効活用と処分(売却)を検討する必要がある。	既存有効利用地の把握 財産台帳との整合性検収 未利用地の把握 未利用地の処分・利用の検討	19年度 既存有効利用地の把握 未利用地の把握
87	46	関係各課	自主財源の確保	新税(町税)導入の研究	新たな税源の確保に向け、法定外普通税や法定外目的税の創設について検討を行う必要がある。	法定外普通税、法定外目的税の創設	随時検討 未着手
88	47	企画広報課	自主財源の確保	ホームページバナー広告の実施 広報紙への広告掲載	ホームページバナー広告(現在9区画中8区画掲載) 広報紙への広告掲載は県内他自治体の情報収集集中	広告主の募集方法検討	広報紙への広告掲載は、平成19年度から ホームページはバナー広告を実施。広報紙への広告掲載については、紙面と広報紙印刷料との見極めが必要。また、財政課における各種広告とともに検討中。

篠栗町新行政改革大綱(実施計画)進捗状況一覧表

計画	所管課	推進事項	取組項目・事務事業名等	現 状	見直しの内容	目標時期等	実施結果(19年3月末時点)
89	47	社会教育課	自主財源の確保	公共施設への広告の掲載	厳しい財政状況の中、収入の確保策として、公共施設、公用車及び広報紙等に広告を掲載し収入を得ることについて、検討する必要がある。	公共施設に設置している掲示板に企業などの広告を期間限定の有料化で掲載することを検討する。	20年度 検討中
90	47	財政課	自主財源の確保	公共施設への広告の掲載	公共施設に広告の掲載を認めることによる広告収入が見込まれることから、他市町村の広告掲載状況等を調査し、適切な要綱等を作成する必要がある。	実施目標時期は当初同様18年度中とする。	収入ではないが、篠栗町の封筒に広告を掲載することで、封筒作成費用の削減を行うことを計画。
91	48	総務課	定員管理の適正化	適正な定員管理の推進	「定員適正化計画」に基づき、効率的・効果的な人員配置、臨時職員の活用、民間委託の推進など適正な定員管理を推進する必要がある。	定員適正化計画の策定計画に基づく定員管理	21年度(計画最終年度) 実施中
92	49	総務課	給与の適正化	特殊勤務手当の見直し	行旅死亡人取扱 1件 10,000円 行旅病人取扱 1件 1,500円 動物死体処理 1件 1,500円 感染症防疫作業 1件 600円	粕屋地区の他市町との比較では当町より安価である。また、粕屋町、久山町、須恵町では手当の支給無し。	19年度特殊勤務手当の全廃 19年4月より全部廃止を行った。
93	49	総務課	給与の適正化	給料及び各種手当等の見直し	社会情勢の変化などを考慮し、給料及び各種手当等の見直しを行う必要がある。	給与構造の改革(新給料表への切替)	平成18年4月1日 18年4月1日実施済み
94	49	総務課	給与の適正化	調整手当の廃止及び地域手当の新設	調整手当 4%を支給(17年度まで)	調整手当(4%)を廃止する。 地域手当を新設し、国の基準である3%へ段階的に引き下げる。	18年度4%、19年度3.8%、20年度3.6%、21年度3.4%、22年度3.2%、23年度3% 地域手当については目標どおり実施中。19年度から管理職手当の一律2%カットを実施。
95	50	総務課	職員研修の充実	人材育成の強化	地方分権の進展に伴う新たな行政課題に的確に対応できる人材の育成に向け、「篠栗町人材育成基本方針」に則り各種研修を実施する必要がある。	福岡県市町村職員研修所(階層別・専門研修) 自治大学・市町村アカデミーでの研修 職場研修	随時 実施中
96	51	総務課	職員の能力開発	人事評価制度の導入	職員個々の能力と実績に応じた新たな人事評価制度の導入を検討する必要がある。	人事評価システムの構築	21年度 人事評価規程を制定し、19年4月より実施中
97	52	財政課	職員の能力開発	高度情報化研修の推進	パソコン活用能力の向上により、職員の情報処理能力を高め、電算処理システムの開発や改良にかかるコストを抑制する。そのためにはパソコン研修の充実を図る必要がある。	パソコン活用能力を向上させるための町独自の研修実施	18年度 職員向けに、18年6月、12月にセキュリティ研修を実施済。
98	53	総務課	人事交流の推進	人事交流の推進	行政の各分野で高度な専門知識と経験を必要とする業務が増大しており、地方分権に適切に対応していくためには、人材の育成と確保が必要である。県、市町村をはじめ、民間企業などとの交流も視野にいれながら、職員各自の職務意欲と適性に配慮し、人事交流の推進に取り組む必要がある。	県への派遣及び公益法人等への派遣	随時 実施中